令和 6 年 12 月 20 日
市街地建築部建設業課

税務署へ行う各種申告書等控えへの押なつ廃止に伴う
確認書類の提出方法について

令和７年１月以降、税務署での申告書等の控えへの収受日付印の押なつが廃止されることに伴い、確定申告書を確認資料として提出する場合は、以下の取扱いとします。

① 令和７年１月以降に紙で提出した確定申告書を確認資料として提出するとき
【法人の場合】 ・法人用確定申告書別表一（表紙）、役員報酬手当等及び人件費の内訳書 （いずれも写し） ・都税事務所発行の法人事業税の納税証明書（原本）
【個人の場合】 ・個人用確定申告書第一表、第二表（写し） ・都税事務所発行の個人事業税の納税証明書（原本） または税務署発行の納税証明書（その２）で事業所得金額の証明があるもの（原本）
② 電子申請の確定申告書を確認資料として提出するとき
・従来どおり、電子申請の確定申告書（写し）及び受信通知等（写し）

※　令和６年 12 月以前に紙で提出した確定申告書を確認資料として提出する場合は、従来どおり、収受日付印の押なつがされたものの写しを提出してください。

なお、都税事務所及び税務署における納税証明書の発行は、遡れる年数に制限があります。このため、引き続き紙により税務署窓口で確定申告を行う方で、確定申告書を実務経験の確認資料として予定される場合は、あらかじめ各年度の納税証明書を取得するなど、事前に準備をお願いします。